

令和4年第1回（3月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第34号	財産の無償譲渡について ······	1P
議第35号	宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ······	2P
議第36号	宮津市林業振興センター条例の廃止について ······	6P

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第34号

財産の無償譲渡について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市林業振興センターは、宮津市公共施設再編方針書において、「概ね5年以内に指定管理者へ現状のまま譲渡する」こととしている。この方針に基づき、当該施設を令和4年4月1日に指定管理者である宮津地方森林組合へ無償譲渡するもの。

◆提案の概要

○宮津市林業振興センターの無償譲渡

【施設の所在地】

宮津市字須津2268番地4

【施設の構成等】

建築年 平成11年、経過年数22年

構 造 木造カラーステンレス葺平屋建

延べ床面積 452.97m²

○譲渡の相手方 宮津地方森林組合 宮津市字須津2268番地4

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H11年10月 宮津市林業振興センター竣工
- ・H11年11月 宮津地方森林組合へ管理運営を委託
- ・H18年4月 指定管理者制度による運営開始
- ・R2年9月 「宮津市公共施設再編方針書」策定
- ・R3年4月 指定管理者に宮津地方森林組合を指定
(指定期間：1年間 (R3.4～R4.3))

【市民参加の状況】

・最近3年間の利用状況

H30: 383人

R1: 340人

R2: 290人

【政策等の効果及び費用】

・専門的な知識により林業振興を担う宮津地方森林組合へ当該施設を無償譲渡することで、森林の保全及び林業振興について民間による柔軟な事業展開を図るとともに、公共施設に係る財政負担の軽減を図る。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市公共施設再編方針書

担当課・係

添付資料

農林水産課・農林水産係(45-1626)

議案参考資料

令和4年3月定例会

議第35号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】									
<p>◆提案の趣旨・目的 令和3年12月24日付け総務省通知に基づき、本市の会計年度任用職員である保育士等の処遇改善を図るため、調整措置の規定を創設するもの。</p>		<p>R3.11.19閣議決定 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 保育士等、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げが盛り込まれる。</p>									
<p>◆提案の概要 給料・報酬の調整措置の創設 ・フルタイム会計年度任用職員の調整（第4条の2） ・パートタイム会計年度任用職員の調整（第14条の2）</p>		<p>R3.12.23内閣府子ども・子育て本部統括官通知 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」</p>									
<p>◆施行日 公布の日（令和4年2月1日から適用）</p>		<p>R3.12.24総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知 「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」</p>									
<p><参考1：創設規定に基づき任命権者が行う調整措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の方針に基づき、3%引き上げる処遇改善の調整を行う。 ○対象施設：市立の保育園・幼稚園・放課後児童クラブ ○対象職員：対象施設に勤務する会計年度任用職員 (保育士、幼稚園教諭、調理員、用務員、事務員、配膳員、保育補助員、支援員) 											
<p><参考2：宮津市一般職職員の給与に関する条例> (給料の調整額)</p> <p>第8条 任命権者は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。</p>											
<p>【第7次宮津市総合計画】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">重点プロジェクト</td> <td style="width: 15%;">—</td> <td style="width: 15%;">—</td> <td style="width: 15%;">—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>				重点プロジェクト	—	—	—	テーマ別戦略	—	—	—
重点プロジェクト	—	—	—								
テーマ別戦略	—	—	—								
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係</p> <p>総務課・職員係 (45-1603)</p>	<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>								

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現行	改正案
<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。</p>

以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。
- 4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が 38 時間 45 分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第 15 条 宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年条例第 5 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。
- 4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が 38 時間 45 分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額とする。

(給料の調整額に相当する報酬)

第 14 条の 2 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例第 8 条に規定する給料の調整額に相当する報酬を支給する。この場合において、当該報酬の支給については、同条の規定を準用する。

(特殊勤務に係る報酬)

第 15 条 宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年条例第 5 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年2月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

議案参考資料

令和4年3月定例会

議第36号

宮津市林業振興センター条例の廃止について

区分

条例の廃止

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市林業振興センターは、宮津市公共施設再編方針書において、「概ね5年以内に指定管理者へ現状のまま譲渡すること」としている。この方針に基づき、当該施設を令和4年4月1日に指定管理者である宮津地方森林組合へ無償譲渡する。これに伴い宮津市林業振興センター条例の廃止及び重要な公の施設に関する条例第2条第8号の当該施設を削る改正を行うもの。

◆提案の概要

- ・宮津市林業振興センター条例の廃止
- ・重要な公の施設に関する条例の対象施設から除外

◆施行日

令和4年4月1日

◆参考

- ・宮津市林業振興センター

【施設の所在地】

宮津市字須津2268番地4

【施設の構成等】

建築年 平成11年、経過年数22年
構 造 木造カラーステンレス葺平屋建

延べ床面積 452.97m²

【現在の管理状況】

宮津地方森林組合による指定管理

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H11年10月 宮津市林業振興センター竣工
- ・H11年11月 宮津地方森林組合へ管理運営を委託
- ・H18年4月 指定管理者制度による運営開始
- ・R2年9月 「宮津市公共施設再編方針書」策定
- ・R3年4月 指定管理者に宮津地方森林組合を指定
(指定期間: 1年間 (R3.4~R4.3))

【市民参加の状況】

- ・最近3年間の利用状況
H30: 383人
R1: 340人
R2: 290人

【政策等の効果及び費用】

- ・専門的な知識により林業振興を担う宮津地方森林組合へ当該施設を無償譲渡することで、森林の保全及び林業振興について民間による柔軟な事業展開を図るとともに、公共施設に係る財政負担の軽減を図る。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

-

テーマ別戦略

-

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

- ・宮津市公共施設再編方針書

担当課・係

添付資料

農林水産課・農林水産係(45-1626)

・新旧対照表

重要な公の施設に関する条例の一部改正

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 宮津市林業振興センター</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>	<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

